



NOMURA
Residential Fund

平成 21 年 6 月 4 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産レジデンシャル投資法人
代表者名 執行役員 濱田 信幸
(コード番号：3240)

資産運用会社名
野村不動産投信株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 辰夫
問合せ先 取締役レジデンス運用本部長 橿 正臣
TEL. 03-3365-7729

平成 21 年 11 月期の運用状況の予想に関するお知らせ

本投資法人は、平成 21 年 11 月期（平成 21 年 6 月 1 日～平成 21 年 11 月 30 日）の運用状況の予想について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成 21 年 11 月期運用状況の予想

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1口当たり分配金(利益超過分配金は含まない)	1口当たり利益超過分配金
平成 21 年 11 月期	百万円 4,028	百万円 1,954	百万円 1,336	百万円 1,335	円 13,800	—

【参考】予想期末発行済投資口数 96,765 口

【注記】

1. 平成 21 年 11 月期の予想数値は別紙記載の前提条件の下に算出した現時点のものであり、今後の不動産等の取得又は売却、不動産市場等の推移、本投資法人を取り巻くその他の状況の変化等により、実際の営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益及び1口当たり分配金は変動する可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。
2. 上記予想と一定以上の乖離が見込まれる場合は、予想の修正を行うことがあります。
3. 単位未満の数値は切り捨てて表示しています。

2. 公表の理由

平成 21 年 6 月 1 日より開始している平成 21 年 11 月期の営業期間について、運用状況の予想に関する開示の連続性の観点より、期初時点でお知らせするものです。なお、上記の予想数値については平成 21 年 7 月 15 日に予定している平成 21 年 5 月期（平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日）の決算発表時に、適宜前提条件を見直しの上、再度お知らせします。

以 上

- * 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ URL : <http://www.nre-rf.co.jp>

【ご参考】

平成 21 年 11 月期 運用状況の予想の前提条件

項 目	前 提 条 件
計算期間	平成 21 年 11 月期（第 6 期）：平成 21 年 6 月 1 日～平成 21 年 11 月 30 日
運用資産	- 本投資法人が本日現在保有している 139 物件の不動産及び不動産信託受益権につき、平成 21 年 11 月期末日まで運用資産の異動（新規物件の取得又は保有物件の売却等）がないことを前提としています。 - 実際には運用資産の異動により変動する可能性があります。
営業収益	賃貸事業収入については、テナント動向、近隣競合物件の存在、市場動向等を勘案し、テナントによる賃料の滞納又は不払いがないことを前提として、算出しています。
営業費用	- 一般的に、取得する資産の固定資産税及び都市計画税については前所有者と期間按分による計算を行い、取得時に精算しますが、当該精算金相当分は取得原価に算入されるため費用計上されません。なお、本日現在保有している 139 物件のうち 136 物件については、想定される年税額のうち、平成 21 年 11 月期に対応する額として 197 百万円を賃貸事業費用に計上しています。 - 建物の修繕費は、資産運用会社が策定した中長期の修繕計画をもとに、必要と想定される額を費用として計上しています。しかしながら、予想し難い要因に基づく建物の毀損等により修繕費が緊急に発生する可能性があること、一般的に年度による金額の差異が大きくなること及び定期的に発生する金額ではないこと等から、修繕費が予想金額と大きく異なる結果となる可能性があります。 - 賃貸事業費用は 1,601 百万円と想定しています。そのうち、減価償却費は 739 百万円と想定しています。
営業外費用	支払利息等として 612 百万円を見込んでいます。
借入れ	本投資法人は、本日現在、72,996 百万円の借入残高がありますが、平成 21 年 11 月期末日まで借入残高に変動がないことを前提としています。
投資口	本日現在の発行済投資口総数 96,765 口を前提とし、平成 21 年 11 月期末日まで、投資口の追加発行がないことを前提としています。
1 口当たり分配金	- 分配金（1 口当たり分配金）は、本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針を前提として算出しています。 - 運用資産の異動、テナントの異動等に伴う賃貸収入の変動又は予期せぬ修繕の発生等を含む種々の要因により、1 口当たり分配金は変動する可能性があります。
1 口当たり利益超過分配金	利益超過の分配（1 口当たり利益超過分配金）については、現時点では行う予定はありません。
その他	- 法令、税制、会計基準、上場規則、投信協会規則等において、上記の予想数値に影響を与える改正が行われないことを前提としています。 - 一般的な経済動向及び不動産市況等に不測の重大な変化が生じないことを前提としています。